

もしも の時に役立つ  
シンプル♪  
かんたん♪  
エンディングノート

● 自分を振り返って

一番楽しかったとき

一番つらかったとき

● いざというとき

1. 判断能力がなくなったら？

【どこで？】

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 自宅が良い        | <input type="checkbox"/> 自宅が無理になったら、施設に入る |
| <input type="checkbox"/> 専門の施設でしっかり介護 | <input type="checkbox"/> 子供の世話になりたい       |
| <input type="checkbox"/> 家族の判断にお任せ    |   |

【だれに支えてもらいたい？】

- |                                 |                                       |
|---------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 配偶者    | <input type="checkbox"/> 家族信託制度を利用したい |
| <input type="checkbox"/> 子供     | <input type="checkbox"/> 成年後見制度を利用したい |
| <input type="checkbox"/> 家族にお任せ | ( 専門家・家族・その他 )                        |

2. 延命治療

- |  |                                |
|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 希望する              | <input type="checkbox"/> 希望しない |
| <input type="checkbox"/> 回復の見込みがあるなら、して欲しい |                                |

3. 危篤になったときの連絡

- |                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 身近な家族だけで良い | <input type="checkbox"/> 家族以外にも連絡して欲しい人がいる |
| <input type="checkbox"/> 家族に任せる     | ( )  |
| <input type="checkbox"/> 誰にも知らせたくない | <input type="checkbox"/> 知らせたくない人がいる       |
|                                     | ( )  |

↓次のページへ↓

## 1. 遺言書

### 【遺言書はありますか？】

- はい、あります  いいえ、ありません

### 【遺言書の種類】

- 自筆証書遺言  公正証書遺言

### 【作成年月日】

### 【保管場所】

年 月 日 作成 ( )

### ● 遺言書の種類とメリット・デメリット

	自筆証書遺言	公正証書遺言
長所	<ul style="list-style-type: none"><li>●費用が節約できる</li><li>●内容を誰にも言わなくて良い</li><li>●作成したことを秘密にできる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●確実に実行できる</li><li>●原本は公証人役場で保管される</li><li>●改ざんや破棄のリスクがない</li><li>●家庭裁判所の検認手続きが不要</li></ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"><li>●紛失したり見つからないことも</li><li>●改ざんや破棄される可能性がある</li><li>●家庭裁判所の検認手続きが必要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●費用がかかる</li><li>●証人2人立会いが必要</li></ul>

### ● 自筆証書遺言の新制度

- ◆ 法務局による自筆証書遺言書の保管制度が、2020年7月から始まります。随時説明していきます。

当事務所では **公正証書** による **遺言作成** をお勧めします！

### ● 当事務所による公正証書遺言作成の支援方法

- ◆ 公正証書による遺言には、必要書類が遺言者・遺言内容により異なります。
- ◆ 基本的には、遺言者の戸籍謄本、印鑑証明書、実印等必要です。
- ◆ 不動産を所有している場合は、固定資産税課税明細書、全部事項証明書等必要になります。
- ◆ 必要書類を集め、事前に遺言内容を遺言者と打合せし、公証人へ伝達し、遺言書を作成して頂く。
- ◆ 日程も公証人と遺言者と事前に決定し、当日には当事務所から証人2名が公証役場に出かけます。
- ◆ 公証役場へ出かけていかれることが困難な場合、公証人と証人共に指定場所へ伺います。別途旅費必要です。

ご記入お疲れ様でした♪  
ご不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください！

行政書士飛永真由美事務所  
〒866-0844 八代市旭中央通16番地12  
HP <https://tobinaga.info/>  
E-mail [officetobinaga@gmail.com](mailto:officetobinaga@gmail.com)

☎0965-34-5101  
☎0965-51-4114



行政書士 飛永真由美

●財産リストこの間記載



※夫婦別々に財産リスト作成する

1.プラスの財産		預貯金先	商品名内容等	現在の残高・評価額	相続時の評価額	誰に渡したい？
金融資産	預貯金等	例) ○○銀行○○支店	定期・積立等	1,000,000円		
	投資商品					
不動産		所在地等	地番/地目/地積	評価額		
	自宅・土地					
	建物					
その他						
財産合計						

2.みなし相続財産		会社名	保険の種類	受取額	相続時の評価額	受取人
死亡保険金						
死亡退職金						
みなし相続財産合計						

3.マイナス財産					相続時の評価額	誰に支払ってもらおう？
例) 債務		○○銀行○○支店	住宅ローン	残高/1000万円		
債務合計						